

土 木 環 境 委 員 会 記 録

<第2号>

令和8年第1回沖縄県議会（2月定例会）

令和8年3月4日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

土 木 環 境 委 員 会 記 録＜第 2 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 3 月 4 日 水曜日
開 会 午前10時 1 分
散 会 午前11時21分

場 所

第 2 委員会室

議 題

- 1 乙第33号議案 工事請負契約について
- 2 乙第34号議案 工事請負契約について
- 3 乙第35号議案 工事請負契約について
- 4 乙第36号議案 工事請負契約についての議決内容の一部変更について
- 5 議案の採決

出席委員

委 員 長	仲 里 全 孝
副 委 員 長	糸 数 昌 洋
委 員	喜屋武 力
委 員	下 地 康 教
委 員	又 吉 清 義
委 員	中 川 京 貴
委 員	山 内 末 子
委 員	新 垣 光 栄
委 員	當 間 盛 夫

委員 比嘉 瑞己
委員 瑞慶覧 長風

欠席委員

なし

説明した者の職・氏名

土木建築部長	砂川 勇二
技術・建設業課長	大 湾 朝 亮
海岸防災課長	又 吉 一 誠
施設建築課長	當 山 真 紀

○仲里全孝委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本日は、先議案件として付託されました乙第33号議案から乙第36号議案までの4件の審査及び採決を予定しております。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第33号議案から乙第35号議案までの工事請負契約についての3件は関連するため一括して議題といたします。

ただいまの各議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 土木環境委員会の皆様、おはようございます。

今日は先議案件ということで、4件本日もよろしくお願いいたします。

本日は、スマートディスカッションに掲載されております資料1 議案説明資料土木環境委員会及び資料2-1から2-4により、御説明いたします。

ただいま表示同期しました資料1 議案説明資料土木環境委員会を御覧ください。

続きまして、1ページから3ページの乙第33号から乙第35号までの議案の

工事請負契約については関連しますので一括して御説明いたします。

1 ページを御覧ください。

乙第33号議案は、県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築1工区）の工事請負契約について、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約金額は12億3420万円で、契約の相手方は、株式会社呉屋組、株式会社高橋土建、有限会社呉開発の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。工区については色で示しております。

次に2ページを御覧ください。

乙第34号議案は、県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築2工区）の工事請負契約についてであります。

契約金額は12億3750万円で、契約の相手方は、株式会社大米建設、株式会社照正組、株式会社小波津組の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

次に3ページを御覧ください。

乙第35号議案は、県立中部A特別支援学校（仮称）新築工事（校舎棟・建築3工区）の工事請負契約についてであります。

契約金額は17億7320万円で、契約の相手方は、株式会社南山開発、株式会社金城組、有限会社辰雄建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○當山真紀施設建築課長 おはようございます。

資料2-1により御説明します。

1 ページを御覧ください。

上段の図は、県立中部A特別支援学校（仮称）の建設位置を示しております。

建設地は、うるま市字兼箇段17番4ほか7筆、県道224号線沿いの敷地であります。

下段は、建物の完成イメージ図となります。

次に2ページを御覧ください。

事業目的としまして、中部地区の特別支援学校である美咲特別支援学校及びはなさき支援学校の過密解消を図り、児童生徒の教育環境の充実を図ることを目的に、中部地区に新たな特別支援学校の整備を行うものであります。

施設概要としまして、敷地面積 1 万 4013.96 平方メートル、延べ面積 1 万 2367.75 平方メートル、鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造、地上 4 階の校舎棟の建築工事となっております。

下段の図が全体配置図及び工区分け図です。

着色部分が建築 1 工区の施工範囲でございます。

次に 3 ページを御覧ください。

今回の工事の受注者選定におきましては、一般競争入札を実施しております。

入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員 2 者、計 3 者で構成する特定建設工事共同企業体であること、かつ、代表者及びその他構成員 1 については、建築工事業の特 A 等級として登録されていること、また、その他構成員 2 については、建築工事業の特 A または A 等級として登録されていることを参加要件としております。

資料は建築 1 工区の一般競争入札における入札結果です。

下段の第 1 回入札の表を御覧ください。

7 つの共同企業体の入札参加がありました。

そのうち表の左側に記載の表番号で 5 番の J V については、最低制限価格を下回ったことにより失格となっております。

表番号 3 及び 4 番の J V については、予定価格超過となっております。

表番号 6 及び 7 番の J V については、先に開札を行った、次に連続して説明する乙第 34 号、乙第 35 号議案である、建築 2 工区、建築 3 工区を落札していることから、取り抜け規定により、落札者となることができません。

結果としまして、表番号 1、2 の J V のうち、入札金額が低い表番号 1 番の株式会社呉屋組を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

続きまして、資料 2-2 により乙第 34 号議案を御説明いたします。

2 ページ目の施設概要までは、先ほどの説明と同じ内容になりますので割愛させていただきます。2 ページ下段を御覧ください。

こちらの図が全体配置図及び工区分け図です。

着色部分が建築 2 工区の施工範囲でございます。

次に 3 ページを御覧ください。

2 工区におきましても、1 工区と同様に一般競争入札を実施しており、特 A 等級の 2 者と、特 A または A 等級の 1 者で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としております。

資料は建築 2 工区の一般競争入札における入札結果です。

下段の第1回入札の表を御覧ください。

8つの共同企業体の入札参加がありました。

そのうち表番号8番のJ Vについては、最低制限価格を下回ったことにより失格となっています。

表番号4から7番のJ Vについては、予定価格超過となっています。

結果としまして、建築2工区は、表番号1から3番のJ Vの中で、入札金額が最も低い表番号1番の株式会社大米建設を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

続きまして、資料2-3により乙第35号議案を御説明いたします。

2ページ目の施設概要までは、先ほどの説明と同じ内容になりますので割愛させていただきます。2ページ下段を御覧ください。

こちらの図が全体配置図及び工区分け図です。

着色部分が建築3工区の施工範囲でございます。

次に3ページを御覧ください。

3工区におきましても、1・2工区と同様に一般競争入札を実施しており、特A等級の2者と、特AまたはA等級の1者で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としております。

資料は建築3工区の一般競争入札における入札結果です。

下段の第1回入札の表を御覧ください。

8つの共同企業体の入札参加がありました。

そのうち表番号7及び8番のJ Vについては、最低制限価格を下回ったことにより失格となっています。

表番号2から6番のJ Vについては、予定価格超過となっています。

表番号1番のJ Vのみ、予定価格以下かつ最低制限価格以上となっています。

結果としまして、建築3工区は、表番号1番の株式会社南山開発を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

以上で、乙第33号議案から乙第35号議案までの説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第33号議案から乙第35号議案までの3件に対する質疑を行い

ます。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、引用する資料の名称、ページ番号等をあらかじめ述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

喜屋武力委員。

○喜屋武力委員　ちょっと聞かせてください。

今の乙第33号議案、第34号議案、第35号議案の入札に関してなんですけど、これ中部の業者がほとんど取れなくて、失格と入札ミスみたいな感じ、最低制限価格になっていますけど、この金額は、予定価格は公表しての入札内容ですよ。それなのに中部の業者が何か全部辞退したような感じに見えるんですが、これはどうでしょうか。

○當山真紀施設建築課長　予定価格につきましては、公表はしておりません。以上です。

○喜屋武力委員　その中で、1工区から3工区まで、全然中部の業者が一つも取れなかったという経緯というのは、こういった中身は見えますか。

○當山真紀施設建築課長　お答えします。

今回の入札は一般競争入札となっておりまして、特に指名とかではございません。

また、金額等によりまして、今回の入札においては特A業者、また先ほども説明いたしましたけれども、2社が特A、JVを組んでおります。2社が特Aで、もう1社については、特AまたはA等級の業者ということで、3社JVの工事となっております。

特Aの工事につきましては、今回の工事に限らず、特に地域指定をせずに全県、フルオープンでの工事となっております。

ですので、今回中部の工事ではございますけれども、中部の業者のみならず、ほかの他地区、例えば南部の業者なども入ってきておると。

あと、価格によって予定価格以下、最低制限価格以上という中で落札が決ま

ってくるという結果、南部の業者が落札しているという状況であります。

○喜屋武力委員 設備、電気に関しては、まだこれは入札は行っていないんですか。

○當山真紀施設建築課長 設備の工事につきましては、議会案件ではないということで、こちらに諮ることはないんですけれども、もう既に入札を終えて、2月の末に契約を済んでおります。

以上です。

○喜屋武力委員 一つだけお聞きしたいです。

この周辺地域に豚舎があって、悪臭がちょっときつい面があるんですが、それに対しての対策をどのように考えているのかなと。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

周辺地域に畜舎等があるということで、臭気のことを今、御質問のことかと思います。

今回の工事においては、特に臭気による対策等は行っておりません。ただ、実施設計業務の中で、そういった懸念の話なども出てきておりまして、これについては、工事での対策はないんですけれども、それ以外のところで、例えば空気清浄機など、ほかの対策ということができないかというのを今後検討していくということになっております。

以上です。

○喜屋武力委員 分かりました。終わります。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 喜屋武力委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

新垣光栄委員。

○新垣光栄委員 よろしくお願ひいたします。

私も、中部の業者がいないもんですから、ちょっと懸念していたんですけども。今一般競争ということで、沖縄県全島から募集したということで分かりますけれども、ぜひそういった意味で、今回受注した皆さん、ほぼ全社、南部と

いうことでありますけども、その入札において、今見ていると、私に分かる新しい業者というのは南山開発ぐらいかなと。あとはもうほとんど老舗になっているんですけども、そういった意味で、業者を育てるという意味で機会を与えるということで、どのような工夫を皆さんやったのか、お聞かせください。

○**當山真紀施設建築課長** お答えします。

今回、この中部Aの建築の工事ですけれども、2回目になります。

前は3工区、全ての工区とも不落という結果でございました。前は総合評価方式という形で入札を行い、全工区不落ということだったんですが、今回一般競争入札ということで、より多くの業者が参加しやすいような形になっているかなと思います。

例えば作成する書類の負担が軽減されているですとか、あと先ほども3社JVの今回工事ですよということで御説明を差し上げたんですけども、総合評価、当初、前回の入札の際は、3社全てが特A等級ということで指定をしておりました。

ただ、今回一般競争入札ということと、あと、その他構成員の一つの構成員1社につきましては、特AまたはA等級ということで、A等級も参加できるような形ということで、なるべく多くの業者が参加できるような形というふうに今回工夫しております。

以上です。

○**新垣光栄委員** 今回このように工夫していただいたこと、本当にいいことだと思っております。そういった中で、これ今一般競争で公募になる、公募型で理解していいのかな。一般競争の公募をして、入札に参加するということで理解していいんですか。

○**當山真紀施設建築課長** おっしゃるとおりでございます。

○**新垣光栄委員** その中で今、7社とか8社というのは少ないように感じるんですけども、どうでしょうか。

○**當山真紀施設建築課長** 応札してくださった業者の数については、こちらでは明確なことはお答えはできないんですけども、想定されることとしましては、県の発注工事に限るんですけども、年末等に大型案件の発注というのが結構ございました。

私どもの課でも、防災センターなどもございましたし、ほかに総務部さんのほうでは県庁舎の改修ですとか、そういった大型案件等もございましたので、もしかするとその影響があるかもしれません。

○新垣光栄委員 そういった意味で、入札のチャレンジできる企業が入札に応札できるようにということで、なかなか以前は、施工面積の実績が何平米以上ないと入札できないとか、技術者が施工実績を持っていないと入札できないという制限があって、なかなかそういった大きい、Aの企業がなかなかチャレンジできなかった。特Aでも同じような施工実績を持っていないと応札に参加できなかったというのがあって、ハードルが高かったんですけども、今回もそうだったんでしょうか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回、その参加に当たっての施工実績の要件ですけれども、建築一式工事ということでの要件はありますけれども、今回は例えば用途ですとか、規模ですとか、そういった要件はつけておりません。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

そういった工夫をして応札していただいたということ、本当に今新しく特Aになろうとか、もっと会社を大きくしようというこのチャンスを与えていただければ、どんどん今、建築業って厳しいですよ。なかなか大企業になれない部分もありますので、そういった意味で、今後の入札もA、Bがそういった大きな工事にチャレンジできるような仕組みをもっとつくっていただきたいなと思いましたので、よろしくお願いします。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 よろしくお願ひいたします。

今のと少し関連しているかなとは思いますが、企業育成という意味でも、今回は3工区に分けての分割発注になっております。この3つに分けたところの理由を少し御説明をお願いいたします。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

まず県の基本方針としまして、受注機会の確保のためということで、分離分割の発注の原則がございます。その中で、今回の工事ですと、例えば建築、電気、機械ということでの、まず分離発注に加えまして、校舎棟は今回3工区に分けてございます。こちらは、今の分離分割という観点、そして施工性ですとか、現場の状況、そういったものも加味しまして、3工区に分けているということでございます。

以上です。

○山内末子委員 それはとてもいいことだと思っていまして、我々の地元でもありますので、今うちの地元のほうからも、中部地区の業者が入っていないんじゃないかというようなこともありました。

そういうことを考えますと、3つじゃなくて4つでもいいんじゃないかとか、いろんなそういうところがちょっと出てくるんですけど、その辺はどうなんでしょうか。もう4つでは無理だったのか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

先ほど施工性ですとか、そういったものを加味して分けましたということで説明を差し上げたんですけれども、多く分ければ分けるほど、当然多くの業者さんが受注できてということにはなるかと思うんですが、例えば現場で、工事の準備ですとか、そういったことで各業者さん、ある一定程度、スペースというのが必要になってきます。そういった場合に、あまり多過ぎると、やはり現場の施工性に支障が出ると。そういったことも含めて、総合的に今回は3工区というふうに分けたということでございます。

○山内末子委員 分かりました。

3つが一番適当だと、妥当だったということですね。

あともう一点は、先ほど場所についてありましたけど、私は場所については、豚舎以外はとても静かなところで、中部病院も近いですし、中頭病院も近い。また、高速インターにもすごい近くて、静かなところで、とても環境的にはいいのかなと思っていますけれど。今、特別支援学校については需要がとても、そういった生徒が多いということで、新たな支援の在り方がどんどん変わってきていて、そういうことに対応できる新しい施設ですので、いろんな意味で、新しい特徴ですかね、学校の特別な特徴的なところというのが、ほかのこれまでとは違うところ、その辺少しあればお願いいたします。

○當山真紀施設建築課長　お答えします。

今回、特徴の一つとしまして、特別支援学校ということもありまして、バリアフリー法ですとか、沖縄県の福祉のまちづくり条例ですとか、こういったものにも当然適合した設計となっております。

その主な整備内容の中で、例えば多目的トイレが学校内に9か所設置しておりますですとか、あと当然車椅子駐車場も3台分とか、普通の施設よりは多めになっているかなと。

あと、移動円滑化経路ということで、特に避難のときに利用するような通路ですね、そういったところで、通常は階段がほとんどだと思うんですけども、今回の学校については傾斜路、スロープというものも設けてございます。勾配なども配慮した形で設置しております。

以上になります。

○山内末子委員　やはり避難というところが一番ポイントかなと思っていましたので、そういうのは十分、いろんな災害を想定しての避難ができるような体制というんですか、設備はこれからだと思いますけど、それも含めてぜひお願いしたいと思います。

以上です。

ありがとうございます。

○仲里全孝委員長　山内末子委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員　おはようございます。

それでは、一応確認ですけれども、今回の入札の工事予算というのは何年度の予算ですか。

○當山真紀施設建築課長　今回の工事は、3年の債務負担が取られている工事となっております。今年度、令和7年から9年の予算ということで取られております。

以上です。

○下地康教委員　これは令和7年度の予算というふうに理解してよろしいですか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

こちらの金額は令和7、8、9年、3年間の予算となっております。

○下地康教委員 これは、予算というのは単年度ですよ。例えばこの予算があって確保されて発注という形になるんですけども、これどういうふうに理解すればいいですか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

先ほども少し触れましたけれども、令和8年度と9年度につきましては、債務負担を取っておりますので、今回3年の事業ということで、債務負担を取っての契約となっております。

以上です。

○下地康教委員 令和7年度予算からスタートという理解でよろしいですか。

○當山真紀施設建築課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 債務負担という形になるはずですけども、債務負担行為は、これは取られているということですよ。これはいつ取ったんですかね。

○當山真紀施設建築課長 債務負担を取りましたのは、令和7年の第1回の県議会、令和7年2月の県議会でございます。

○下地康教委員 これは要するに令和7年度の当初予算で審議されて、そのときに年度をまたぐという大きな工事ですので、その債務負担をそのときに取ったという理解でよろしいですか。

○當山真紀施設建築課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 予算は確保されているというところですね。それで、この供用開始はいつを予定していますか。

○當山真紀施設建築課長 令和10年4月の開校予定となっております。

○下地康教委員 今回審議されている中では、金額が表示されているんですけども、工期はどういうふうに。これ工期表示されていませんよね。これはどういうふうに理解すればよろしいですかね。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今、委員がおっしゃっているのが資料1の1、2、3ページ、各工区に示している工期のことかと理解しております。こちら660日間というふうにありますけれども、今回仮契約をするに当たって、契約の工期としましては、議会で議決があった旨を通知した日の翌日から660日間と示しております。こちらは、公告においてもこういった形で表記しております。

いつから何月何日までということで、日付での記載とはなっておりませんが、期間としては議決があった旨を通知した日の翌日からという形で表記はしております。

○下地康教委員 資料には工期といって期間を表示していますけれども、本来ならば、何月から何月までというようなのが非常に分かりやすいのかなというふうに思うんですけども、今回の場合は、債務負担も絡めてということですので、その工事時間という形で表記をされているという理解でよろしいですね。

○當山真紀施設建築課長 そうですね。

また、積算をするに当たって、その工事の期間、いわゆる660日間というものが積算に影響してくることもございますので、いつまでということで、例えば今回議会に諮る案件ですので、いつ議決が得られるか分からない不確定要素がございますので、そういった日付ということではなくて、660日間ということで期間を示すことで、適正な積算にも反映できるというふうに考えてございます。

○下地康教委員 工事時間が660日間というふうに表示されているんですけども、今働き方改革で、現場でも土日休みなさいというふうになっていますね。これはそういったものは換算されていますか。その工事時間ですかね。

○當山真紀施設建築課長 今おっしゃっている週休2日の工事のことかと思いますが、そちらも考慮された工事期間となっております。

以上です。

○下地康教委員 これは関連ですけれども、グラウンドが道路を隔てて表記されていますね。このグラウンドというのは、これは新しくこれから発注する予定ですかね。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

グラウンドの工事は外構工事としまして、今後令和9年度頃発注予定となっている工事であります。

以上です。

○下地康教委員 今後発注されるということですので、これは要望として申し上げておきたいんですけれども、道路を挟むということですので、生徒たちが道路を挟んでグラウンドを利用するということですので、その辺りの安全対策というんですかね、しっかりとやっていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありますか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 あと少しだけお願いいたします。

乙第33号、乙第34号、乙第35号議案で共通する点で、私もちょっと気になるのは工期についてなんですけど、ぜひ皆様をお願いしたいのは、660日という工期の中で、土日を除く、そして祝祭日を全部省いたら、約400日余りが実際作業できる日にちなんですよ。

ですから、その辺を例えば工期という捉え方で、働き方改革の中で皆さん、土日の出勤に関しては、やはりいいものを造る、丁寧に造る。そして4月の開校日に間に合わせるとなった場合に、どのようにそれをお考えになっているかということから、工期についてまず伺います。

○當山真紀施設建築課長 工期につきましては、先ほども申し上げたとおり、週休2日工事ということを加味して出されております、660日に関して。

今おっしゃるように、週休2日ということで、例えば土日のお休みというふうになるかと思うんですけれども、今回の工事の週休2日に関しましては、1週間のうち2日休むという休み方。また4週のうち28日、4週のうちに

8日休むという休み方のいずれかということになっております。例えば1週間のうちに2日必ず休むかどうかについては、業者のほうで選択できるようになっておりますので、1週間のうちに2日休むという工事の方式ではなくて、一月、28日の間に8日間休む。例えば1週間、もしかすると連続で出る週があるかもしれないけれども、ほかの週のところでその分は休むというような休みの取り方ができるような工事となっております。

○又吉清義委員 働き方改革で、気持ちは非常によく分かるんですよ。ただ、現場というのはこのように、はい、朝8時半から始まりました。はい、5時に終わりなさいと、現場ってそんなもんじゃないんですよ。

例えばそこに現場で機械を設置して、5時に終わらないといけないんだけど、例えば生コンを打っています。あと3分の1、あと例えば10立米打てば全て終わるけど、5時に終わりとなったら、ポンプ車も全部引き上げないといけないと。コンクリートのつなぎも出てこないといけないと。実際あったかどうかは分かりませんよ。機械を設置したら、やはり5時に終わるのが一番理想的なんですけど。ちょっとあと1時間延長したら、きれいにまとまるよねと。工事も動くよねと。そういったものをぜひ皆さん、配慮すべきじゃないのかなと。

そして同じ土日でも、金曜日に仕事が終わって、土日を休んで2日空くことによって、機械の稼働率もまたおかしくなると。月曜日から稼働すると。それ考えた場合に、例えばここは大きなクレーン車が来て、設置をしましたと。金曜日設置して、土曜日の午前中だったら、その機械はこれでもう返納もできると。リース代も安くなると。配慮もできると。であるならば、やはり働き方改革の中で、理想的には週休2日制をなさいますけど、土日出てもいいということですので、ただし出るからには対価を支払いなさいと。

そういったのを県がもう少し緩やかに、現場を預かる人の立場に立って、私は、その辺はやる業者にもしっかりと、そういったのもやるときはちゃんと届け出て、ちゃんとやってくださいよというのも、もう少し緩和してもいいのかなと思うんですが、その辺はどうですか。そういった説明はないかと思います。これを見ると、土日は休みなさいと。その辺はどんなですか。緩和措置は、その辺は配慮をしていただけませんか。

○大湾朝亮技術・建設業課長 週休2日の取組につきましては、今現在、国の取組を参考にしまして取り組んでおりまして、今国のほうでは、完全週休2日制ということで、週ごとの週休2日の実施を推進しているところでございま

す。

また、国のほうでは、今委員から御提案のあったような、臨機応変に休みを取れるような対応というの、今後議論されていくというようなことも、業界誌等ではそういったことも目にしますので、今後また国のほうで、そういったところも検討されていくのかなというふうに今考えているところでございます。

国のほうで、そういったふうなことが示されれば、また県のほうとしまして、それに準じて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○又吉清義委員 なかなか言いたいことが私ちょっと理解できない。要するに、工期というのは660日。私も当初は660日というのは、660日間勤務する中でやるのかと。そうじゃなくて、その中で実質できる、仕事に携わる時間は400日余りしかないわけですよ。土曜、日曜、祝日は休まないといけませんから、1年間に100日余りは出てはいけないんですから。しかし、働き方改革で出るんじゃないんですよ。それなりの土曜、日曜出たら、対価を払ってやりなさいということなんですよ。

なぜそういうことを聞くかという、ある現場で、こういうのが実際ちらほら聞こえるんですよ。どうしても工期を間に合わせるということで、県の工事で、土日出る方々というのは、まずそこの責任者であり、そういった方々が出勤したら、何で出ているの、やめなさいと注意されているんですよ。土日仕事したら駄目ですよと。

しかし、工期は間に合わさないといけなと。そういうのが出たときに、非常に心苦しく仕事をしている方がいる。そしてまた、土曜、日曜も出て仕事したい人も、そこで勤務するんじゃないで、ほかに行ってバイトをする。

しかし、むしろそのこういった場所で、それを請け負う業者であり、働く人であり、これが合意するんだったら、私はいいのではないのかなと。

その辺も皆さん、ぜひ検討していただませんかということなんですよ。皆さんは国の法律に従う。それはよく分かりますけど、しかし、現場では、それができない分野も出てきますよというのを、ある現場の生の声を聞いているものですから、たまに注意を受けて、帰りますよと。そういうのがもしあるならば、そうじゃなくて、その辺も少し緩和したらいかがですかということをお願いしたいなということなんですよ。だからそういうのも配慮できませんかと。

皆さんに出なさいというのは別ですよ。出ることによって、工事自体が非常にスムーズに進むんでしたら、そういった工期の在り方もいいのではないのかなと。今660日の工期の中で、土日は出ちゃいけないという考えがあるようで

あれば、そういった考え方は少し変えたらいかがですかということを私は言いたいんですが、まず1点目。

○大湾朝亮技術・建設業課長 この週休2日の取組の中では、交代制というのでも導入しております、例えば今おっしゃられたような土日に出ないといけないというときには、必要最小限の方は土日に出ていただいて、その方たちがまた別の週の2日休むとかというような形で、交代交代で休むというようなこともできますので、その辺は現場現場で、必要に応じて監督職員と調整しながら取り組んでいただければというふうに思っております。

○砂川勇二土木建築部長 補足させていただきます。

今回の工事に関して言いますと、完全週休2日、土日休みというものにはなっておりません。ただ、工期の中で、週休2日相当の休日を設定してくださいよという内容になっています。なので、土日作業したほうが一気に終わってという話であれば、それは可能です。

ただ、その代わり、その土日の分はほかの日の作業が少ない日に休んでくださいよとか。先ほど言ったように、作業員の交代制というのもありますので、そういう形でも取れるというようになっております。なので、土日必ず休むという工事にはなっておりません。工期の中で週休2日相当分を取ってくださいと……。

○又吉清義委員 ですから、そこを今、1点目、大きな改革……ですから、土日もあることができるよと。ポイントは何かというと、1週間のうち40時間以上は働くなということになっているものですから。それを少し出ることによって、非常に工期もスムーズに進むし、いいものもつくれるのであれば、いいんじゃないですかと。出る理由があればですね。

今だから、土日を出ると、月火休むか、水木休むかやらないといけないというのが皆さんの考え方なものですから、やはりこの週40時間という中でも、しかしあと5時間プラスすることによって、さらにいいものができるよと、能率もよくなるのであれば、そういったのをできる方法はないですかと聞いているわけです。

今皆さんは、40時間以上は出ていけないという考え方なので、それを少し、ですから現場でそういったのもありますよと、少し頭に入れてもらえませんかということです。

これはいいです。今日忙しいです。次の問題に移ります。次よろしいです

か、部長。これまた後で皆さん検討で。

次、この中で、3工区に分ける中で、次何があるかという、防災危機管理センターを造るときは、本体工事、設備工事が別々に発注されました。これは、電気設備はどのようになっていますか。これは本体工事だけかなと思いますが。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

先ほども設備工区のお話が少しありましたけれども、今回の中部Aの学校に関しましては、設備は別工事で発注しております。

電気につきましては、2工区、機械につきましても2工区という形で、分離しまして、2月末に契約を終えているところでございます。

以上です。

○又吉清義委員 要するに、今ここに入っている工事は本体工事だけであって、電気、設備の工事とは、予算は別だというふうに理解していいですか。一緒ではないと。

○當山真紀施設建築課長 今回、議会に諮っております建築1、2、3工区につきましては、設備の工事は入っておりません。

以上です。

○又吉清義委員 入っていないんだったら別にいいですよ。

この間、職員の皆さん説明したら、この中に電気、設備も全て含まれているというもんだから、ちょっとびっくりしたんですが、含まれてはないということですね。別々に発注したということですね。要するに、議会事項は5億円以上なものですから、1工区、2工区、3工区で、具体的に大体何億、議会事項でない金額で発注されたと思いますが、大体何億円程度発注されていますか。

○當山真紀施設建築課長 電気、機械、それぞれ2工区ごとなんですけれども、おおよそ3億円台の金額で契約しております。

以上です。

○又吉清義委員 3億台で3工区が発注をされたというふうに理解していいですね。

○**當山真紀施設建築課長** 金額のほうを訂正させていただきます。3億円台ではなくて、2億円台になります。

失礼いたしました。訂正いたします。

電気、機械、それぞれ、2工区ずつで出しております。

以上です。

○**又吉清義委員** 2工区ずつということで、今は本体工事は3工区に分かれております。これは2工区に分けて発注をしたということですね。この間の勉強会で3工区というものだから、へえ、すごいねと、分離発注がいいねという考えを私は持っていたもんですから。分離発注で、電気、水道、こういったものは、本体工事は3工区だけど、2つに分けて発注をされたという、その確認だけです。それは間違いないですね。

○**當山真紀施設建築課長** 電気も2工区に分けて、機械も2工区に分けて発注している状況です。

以上です。

○**又吉清義委員** 以上です。

ありがとうございます。

○**仲里全孝委員長** ほかに質疑はありますか。

糸数昌洋委員。

○**糸数昌洋委員** 予定価格の件で確認なんですが、1工区が超過が2、失格が1、2工区が予定価格超過が4、失格1、3工区が超過が5、失格2。特に3工区は、残ったのは1社しかないという状況なんですね。ほとんど超過と失格で、8社のうち8分の1。7つが全部振り落とされていると。

予定価格の設定については適切だったのかというのは、皆さん、どういう見解ですか。ちょっとこの状況は異常じゃないですか。

○**當山真紀施設建築課長** お答えします。

予定価格ですけれども、予定価格を算定するに当たりまして、設計金額を出すんですが、それに当たっては国ですとか、また県で定めている基準、積算基準に基づいてやっておりますし、材料などの単価につきましても、一番直近の

新しい単価を採用しておりますので、そちらは適正に算定をしているというふうに考えております。

以上です。

○糸数昌洋委員 例えばこれ3工区ともほぼ同じ業者が全部入札参加している状況ですよね。非常にこの積算の時間的な余裕も含めて気になるところなんです。

例えばこういう場合って、工区ごとに入札日をずらすということはできないんですか。例えば1工区では、7つのうち結局2つは無効になっていて、無効になった2つが別の工区で取っているという状況であれば、一つずつずらしながら決めていくと、より多くの事業者が参加できるんじゃないかなという気もするんですけど。

あとは時間的な、もう少し積算にしっかり集中してできるという状況も含めて、こういう考え方が今まであったのかどうかですけれども。この辺は同じ日に、同時にぼんとやるという。工期は当然決まっているけども、スタートは別にちょっとずらすだけでいいので。同じ日にやるというのが、これは何か決まりがあるんですか。

○當山真紀施設建築課長 お答えします。

今回3工区ありまして、全て同じ日で入札、開札というふうなスケジュールになっております。工区分けする工事ですね、ほとんどが同じような形でスケジュールが組まれているのが多いかと思います。

業者さんのほうで積算するに当たって、今回同じ、一つの建物で、例えば工種ですとか、そういったものもほとんど同じようなものが多かったりとかもしますし、あと入札に当たって、数量のほうも公開しておりますので、改めて数量を一から拾うというような作業とかは、発生はしていないというふうに考えております。

また、今回、開札の日も同じ日に設定しておりまして、予定価格の高い順番から開札をするということになっております。

取り抜け案件も設定しております。要は、先に開札をしたもので落札が決まった業者については、それ以外の工事は取れないといった形の、なるべく多くの業者さんに受注していただくということでの考えなんですけれども、日にちを別にしますと、こういった取り抜け案件というのが設定ができなくなりますので、場合によっては同じ業者が3工区とも取ってしまうようなことも、状況としては発生し得るということもございます。

以上です。

○**系数昌洋委員** 同じ業者が取るということは別に制限をかければいいだけなので、先に取ったところは入札できないとすればやれる話でもあるので、ちょっといろいろ課題はあると思うんですけど、何かちょっとこの辺の予定価格の設定が適切なのかどうかということと、ちょっとやはり事業者さんが、その積算が、その辺のもう少し余裕を持ってやれるような環境というものがあつたほうがいいのかなどということを感じたものですから、質疑させてもらいました。

部長、何かこの辺で所感があれば。

○**砂川勇二土木建築部長** 予定価格の設定に当たりましては、先ほど課長からも話がありましたけど、ほぼほぼ積算に係る工種ですとか、その辺が同じであるということ、同じ建物を3つに分けているだけですので、ということと、あと最近では業者さんの積算の能力もかなり上がっておりまして、非常に近いところに来るということもございます。

1、2、3を見ても、予定価格超過というものも、多いところがあったり、少ないところがあったりということで分かれているということで、積算に関しては、いろいろ意見交換とかもするんですけど、業者さんに関しても問題はないということで聞いておりますので、それは問題ないと思います。

あと、日をずらすということに関しましては、一般競争入札という入札の制度上、同じ日であれば取り抜け案件ということで、受注機会の確保ということとはできるんですけど、別の日になってしまうと、この入札制度上、排除するということができなくなってしまうので、そういうことも考慮しているということでございます。

○**系数昌洋委員** 分かりました。

終わります。

○**仲里全孝委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**仲里全孝委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、乙第33号議案から乙第35議案までに対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

砂川勇二土木建築部長。

○砂川勇二土木建築部長 表示同期しました資料1の4ページを御覧ください。

乙第36号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更について、御説明いたします。

本議案は、令和7年第5回沖縄県議会で乙第9号議案をもって議決された工事請負契約に係る議決内容の一部を変更するため、議会の議決を求めるものです。

国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）の契約金額6億1891万600円を8032万3846円増額し、6億9923万4446円に変更するものであります。

変更内容は、建設工事請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議等に伴い、増額するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○又吉一誠海岸防災課長 おはようございます。

資料2－4により御説明します。

1ページを御覧ください。

上段左側より工事箇所的位置図、右側に被災状況写真を表示しております。また、下段左側に、被災概要・復旧概要、右側に復旧断面図を表示しております。

当該工事は、被災状況写真に示すように国道449号道路護岸の復旧を延長104メートル行うものであります。

右下の復旧断面図に示すように被災した部分を①にあります捨て石で埋め戻し、その上に②、③のかごマット、被覆ブロックを設置した後、被災原因となった護岸法先の洗堀を防ぐため、④の根固めブロックの設置を行います。

2ページを御覧ください。

変更理由の主な内容を御説明いたします。

今回の変更の主な内容は、建設工事請負契約書第26条第6項に基づくインフレスライド協議による増額であります。

建設工事請負契約書第26条第6項には「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーション

ョンを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者または受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができます。」と定められております。

本工事においては、受注者より請負代金額の変更の請求があり、その協議が整ったことから、単価の見直しに伴い増額するものであります。

3 ページを御覧ください。

国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）の令和8年2月時点の進捗状況写真となります。

現場作業は既に完了しており、議会の議決が得られた後、改定契約を行い、完成検査を行う予定であります。

4 ページを御覧ください。

提出議案の概要となっております。

今回の変更に伴う請負金額の増額は8032万3846円となっております。

以上で乙第36号議案の説明を終わります。

○砂川勇二土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲里全孝委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 スライド方式ですね、これね。受注したときの積算金額よりは、物価の変動が非常にあったということで、その増額分を補填する、契約変更で補填するという理解でよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 主な変更内容がインフレとなっております。ほかにも変更の内容はございます。

○下地康教委員 ほかに変更内容を教えてください。

○又吉一誠海岸防災課長 ほかに変更内容としましては、熱中症対策の補正であったりとか、その他、重機の運搬費用、運搬組立の追加費用であったりとか、あと工期が延びて起重機船のリースの費用が増えたりとか、もろもろの諸

経費の増額変更と工事の精算に伴う変更もございます。

以上です。

○下地康教委員 いろいろ変更の内容はあると思うんですけども、おおむね大きな内容というのはどういうものですか。

○又吉一誠海岸防災課長 おおむね大きな内容としましては、先ほど申し上げた、インフレの増額変更となっております。

以上です。

○下地康教委員 要は発注した当時よりは、途中から非常に物価高になって、それを補填するという理解でよろしいですね。

○又吉一誠海岸防災課長 そのとおりでございます。

○下地康教委員 これ、インフレによる変動は何パーセントですか。

○又吉一誠海岸防災課長 何パーセントというのは出してはいないんですが、例えばですけども、コンクリート用の骨材の単価が1万8800円が例えば2万600円とか、1800円増として、大体1割程度とかですとか、あと労務単価が普通作業員でいくと2万2470円が2万3410円とか、940円増とか、そういう程度になっております。

以上です。

○下地康教委員 スライド方式というのは、当初の受注金額の何パーセント、1割とか、そういった規定があるんですか。

○又吉一誠海岸防災課長 この物価変動に関しては、資料の2ページにあるんですけど、受注した負担分の1%とあるんですけど、この1%以上、物価が変動した場合には、その残工事に対して変更額を計算しまして、それに対して、その受注者のほうが、甲乙協議をして、受注者なり、発注者なりが発議をして、協議をして、それが整えばインフレを変更するということになっておりまして、何パーセントからやるとかやらないとか、そういう今規定はないと考えております。

以上です。

○下地康教委員 要するに、全体工事費の何割以上が対象になっているのかということですね、増額の。

○砂川勇二土木建築部長 今、資料の２ページで表示していますが、まず、業者さんのほうから今回の場合は請求が来たんですけども、その請求が来た時点で、この基準日というのを定めます。

基準日をここにしますということで、両者協議してやります。その間までにできていた出来高は控除されます。その残りの残工事について、人件費だったり、材料費とかを入れて、再度計算し直します。それが、この受注者の負担にB掛ける１％とあるんですけど、このBというのが残工事費になります、入れ替えた。その１％は受注者の負担ですよというのが決まっていますので、それを控除した後にさらに上乘せが出るのであれば、インフレスライドとして協議して、その額を増やすという形になりますので、工事費全体の何割ということではなくて、その出来高を除いた残工事費で計算し直して、それが１％を超えていれば、その協議によってその分を上乘せするという形になります。

これでよろしいでしょうか。

○下地康教委員 それでは、今の説明だと、残工事の１％以上というような変動があった場合は、１％からその上の部分を皆さん方がしっかりと見てあげるよという理解でよろしいですか。

○又吉一誠海岸防災課長 おっしゃるとおりです。

○下地康教委員 はい、以上です。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

又吉清義委員。

○又吉清義委員 確認ですけど、こういった変更で差額が出た金額、予算というのは、これはまた国の補助を受けてもらえるのか。これは全額、県の財政で補うのか、この辺はどういうふうになりますか。

○又吉一誠海岸防災課長 増額分に関しては、災害復旧事業のほうで認められております。

以上です。

○又吉清義委員 補助が受けられるということですね、全額。

○又吉一誠海岸防災課長 補助を受けている工事の内容であれば認められておりますので、申請して変更して……。

○又吉清義委員 申請して再度全額の、国の補助の何対何かで来るかと思いますが、満額じゃなくて、当初申請した、最初工事請負を国に申請した割合の額でいただけるということですね。県の持ち出しも出てくるわけですね。

○又吉一誠海岸防災課長 災害復旧事業費は補助事業ですので、その負担分、県の負担分というのは出てきます。増額分に対しては。

○又吉清義委員 ちょっと最後、県の負担分が……。何ですか。

○又吉一誠海岸防災課長 災害復旧事業の国庫補助率は8割となっておりますので、その分の2割のほうは県のほうが持ち出しになります。
以上です。

○又吉清義委員 以上です。ありがとうございます。

○仲里全孝委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 質疑なしと認めます。

以上で、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

議案に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序等について協議)

○仲里全孝委員長 再開いたします。

乙第33号議案から乙第35号議案までの工事請負契約について及び乙第36号議案工事請負契約についての議決内容の一部変更についての4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案4件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第33号議案から乙第36号議案までの4件は可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲里全孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

次回は、3月9日月曜日午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 仲里全孝